

聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第五号

聖籠町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町後期高齢者医療に関する条例（平成二十年聖籠町条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の三の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度以降における保険料の徴収の特例）

第二条の四 平成二十三年度以降当分の間、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第四条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第一期 七月十六日から同月三十一日まで

第二期 八月十六日から同月三十一日まで

第三期 九月十六日から同月三十日まで

第四期 十月十六日から同月三十一日まで

第五期 十一月十六日から同月三十日まで

第六期 十二月十六日から同月二十八日まで

第七期 一月十六日から同月三十一日まで

第八期 二月十六日から同月末日まで

第九期 三月十六日から同月三十一日まで

2 平成二十三年度以降当分の間、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第四条第二項の規定を適用する場合には、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「七月一日以後における町長が別に定める時期とする」とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。